

羽田博樹税理士事務所通信



(はたひろき)

平成27年12月号 vol.14



11月8日に開催された福岡マラソン、私にとっては約3年振りとなるフルマラソンでしたが無事完走してきました。タイムは3時間13分20秒、自己ベストとは程遠いですが、今回は最初から最後まで、地元の仲間の応援に手を振り、沿道の子供たちとはハイタッチし、ときには”負けないで”を歌いながら、とにかく楽しく走り切りました。この勢いで2016年も突っ走りたいです。



”走る税理士”が教える今月の税務・会計・法務マメ知識

いよいよ今年も12月になります。個人でご商売をされている方は、確定申告は来年になってから考えればと思っていられらる方が多いと思いますが、ご注意いただきたいのが、個人の税金の世界では12月をもって制度が変わるものがあるということ。その一つが、特定公社債等の譲渡所得等の取扱いです。

”平成28年1月以降は特定公社債等の譲渡益は非課税から課税となります”

特定公社債等とは、特定公社債(国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債など)、公募公社債投資信託などを指します。

平成28年1月以降は、これまで非課税とされていた特定公社債等の譲渡所得等については20.315%の税金がかかります。一方で、上場株式等の譲渡損失及び配当所得との損益通算が可能となるので、基本的には次のように考えればよいでしょう。

○譲渡益が見込まれる場合

譲渡益が非課税となる平成27年12月31日までに譲渡や償還前の解約等を検討してもよいでしょう。

○譲渡損失が見込まれる場合

平成28年1月1日以降は、上場株式等の配当所得及び譲渡所得等の損益通算が可能となるので、平成28年1月1日以降に譲渡するのが有利となるでしょう。

※特定公社債等も特定口座に受け入れが可能となります。面倒な申告手続きを避けるためにも証券会社にご相談下さい。

「今月の本の紹介」

「日本でいちばん心温まるホテルであった奇跡の物語」
(柴田秋雄 瀧森古都 著・SB Creative)

本書に描かれている4つの感動物語、どれも涙して読みました。

倒産寸前のホテルを救ったのは、なんと「社員を幸せにする経営」。このホテルの総支配人が、一人一人の社員と向き合う姿勢、そしてその社員とお客様との間で生まれる様々な感動エピソードが詰まっています。

私も開業2年目に入り、そろそろ従業員の採用を考えるようになり、「すべての活力の源泉は、人である」というこのホテルの理念を我が事務所経営にも取り入れていきたいと思えます。

「旬のレシピ」

<カキのニラ卵>

- ・カキ(生食用) 5~6個 → 塩・黒コショウで下味
- ・ニラ 1/2束 → 5cmカット
- ・ニンニク 1/2片、しょうが 1/2片 → みじん切り (A)
- ・卵2個、塩 小1/4 (B)
- ・ごま油 大1

- ①フライパンを熱してごま油、カキを入れ強火でさっと炒める
- ②色が変わり始めたら(A)を入れる
- ③ニラを入れさっと炒める
- ④油が回ったら(B)を加え大きく混ぜながら加熱(ちょっと半熟くらいでOK)

【調理師ハタモン】

(連絡先)

TEL 092-791-4296

E-MAIL hata-tax@tkcnf.or.jp

FAX 092-791-4298

〒810-0074 福岡市中央区大手門3-5-10第2井原ビル301号 羽田博樹税理士事務所